

経営事項審査・建設業許可の更新等に係る届出について

京丹後市 財務部 入札契約課

建設工事の入札参加資格の申請をされた方で、次の事項に該当する場合は、速やかに必要な書類を添付して京丹後市 財務部 入札契約課へ提出してください。(市内、市外業者共通。郵送による提出可。)

該当事項	提出書類
総合評定値通知書の更新をした場合	更新後の総合評定値通知書の写し
許可を受けている建設業の業種を変更した場合	変更後の建設業許可書の写し又は許可証明書（写し可）
建設業許可の更新を行った場合	更新後の建設業許可書の写し又は許可証明書（写し可）
許可を受けた建設業を廃止したとき (一部の許可業種を廃業する場合を含む)	廃業届の写し（許可行政庁の受付印のあるもの）
営業所の専任技術者の変更を行った場合 ※市内・準市内業者のみ	営業所の専任技術者証明書の写し（許可行政庁の受付印のあるもの）

- ※ 総合評定値通知書の有効期限は、総合評定値通知書に記載された審査基準日から 1年7ヶ月後までとなっています。建設工事の入札参加資格者は、総合評定値通知書の有効期限が切れる前に、必ず経営事項審査の結果通知（総合評定値通知書、総合評定値（P）が必要）を受け、その総合評定値通知書の写しを提出してください。
- ※ 有効な総合評定値通知書が確認できなくなった場合には、京丹後市における建設工事一般競争（指名競争）入札に参加できなくなります。
- ※ 建設業許可及び総合評定値通知書の内容については、毎年3月末時点で提出のあった最新の内容で、翌年度の格付けに反映されますのでご注意ください。（市内業者のみ）
- ※ 提出書類等の記載事項について、審査の必要があるときは、その記載事項を証明できる資料等の提出を求めることがあります。